

目 次

第1章 策定に当たって	4
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行	
(1) 障害者総合支援法の理念	
(2) 障害者総合支援法による制度の見直し	
2 計画について	5
(1) 計画の位置付けと性格	
(2) 計画の期間	6
(3) 達成状況の点検と評価	
(4) 周南市地域自立支援協議会の機能と役割	
第2章 周南市の障害者の現状と課題	7
1 障害者の現状	
(1) 障害者手帳所持者数の推移	
(2) 身体障害者の状況	8
ア 障害種別手帳所持者数の推移	
イ 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移	9
(3) 知的障害者（療育手帳所持者）の状況	10
ア 障害等級別療育手帳所持者数の推移	
(4) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療 受給者）数の状況	11
ア 障害等級別精神保健福祉手帳所持者数の推移	
イ 精神通院医療受給者数の推移	12
(5) 障害福祉サービスの支給決定者数	13
(6) 障害程度区分別認定者数	14
ア 障害程度区分別認定者数の推移	
イ 障害別障害程度区分の状況	15
2 第3期の指定障害福祉サービス等の利用実績	16
(1) 訪問系サービス	
(2) 日中活動系サービス	17
(3) 居住系サービス	18
(4) 相談支援	
3 第3期の地域生活支援事業の実績	19
(1) 相談支援事業	
(2) コミュニケーション支援事業	

(3) 日常生活用具給付等事業		
(4) 移動支援事業	-----	20
(5) 地域活動支援センター		
(6) 奉仕員養成研修事業		
第3章 第4期障害福祉計画の基本的な考え方	-----	21
1 第4期障害福祉計画の基本的な考え方		
(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援		
(2) 身近な実施主体と障害種別に寄らない一元的な障害福祉サービスの実施等		
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備		
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方		
(1) 圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の確保		
(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備		
(3) 福祉施設から一般就労への移行等を推進	-----	22
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方		
(1) 相談支援事業の充実と基幹相談支援センターの設置		
(2) 地域移行・地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実		
(2) 周南市地域自立支援協議会の活用		
4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方		
第4章 平成29年度の成果目標と達成のための取組み	-----	23
1 福祉施設入所者の地域生活への移行		
2 地域生活支援拠点等の整備	-----	24
3 福祉施設の利用者の一般就労への移行		
第5章 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	-----	25
1 訪問系サービス		
(1) 今後の見込量		
(2) 今後の方策		
2 日中活動系サービス		
(1) 今後の見込量		
(2) 今後の方策	-----	26
3 居住系サービス		
(1) 今後の見込量		

(2) 今後の方策		
4 指定相談支援サービス	-----	27
(1) 今後の見込量		
(2) 今後の方策		
第6章 障害児通所支援等の見込量と今後の方策		
1 障害児通所支援		
(1) 今後の見込量		
(2) 今後の方策	-----	28
2 障害児相談支援		
(1) 今後の見込量		
(2) 今後の方策		
第7章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組み ----- 29		
1 理解促進・研修啓発事業		
2 自発的活動支援事業		
3 相談支援事業		
4 成年後見制度利用支援事業		
5 成年後見制度法人後見支援事業		
6 意思疎通支援事業		
7 日常生活用具給付等事業	-----	31
8 手話奉仕員養成研修事業		
9 移動支援事業		
10 地域活動支援センター	-----	32
11 その他の地域生活支援事業		

第1章 策定に当たって

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月に公布されました。これにより、「障害者自立支援法」が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」と言います。）」と改題され、平成25年4月1日に施行されました。

(1) 障害者総合支援法の理念

全ての障害者等が、可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保される必要があります。

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことが大切です。

障害者等にとって日常生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを無くすように努めなくてはなりません。

これを踏まえ、本計画の上位計画である周南市障害者福祉計画における基本理念は、『障害のある人もない人も、等しくお互いの人格と個性を認め合いながら、共に住みたい地域で生活できるまちづくり』と、定めています。

(2) 障害者総合支援法による制度の見直し

障害者総合支援法では、新たに次のようなことが定められました。

① 障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象とされました。

② 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。これまで一次判定でその特性が反映できないのではないかとされていた、知的障害・精神障害について、その特性に応じて適切に認定が行われるよう一次判定の仕組みが改正されました。

③ 障害者に対する支援の拡大

重度訪問介護の対象者に、これまでの重度の肢体不自由者に、重度の知的障害者・精神障害者が加えられました。

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が、共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

④ サービス基盤の計画的整備

サービス基盤を計画的に整備するために障害福祉計画に定める事項が見直されました。

2 計画について

(1) 計画の位置付けと性格

周南市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、国の「基本的な指針」（障害者総合支援法第87条第1項に定めるもの。以下「指針」と言います。）に即して作成するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定めることとされています。

周南市では平成19年5月から周南市地域自立支援協議会が、設置、運営されていますので、周南市地域自立支援協議会での協議を踏まえて作成します。

なお、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）」は平成22年度に策定されています。障害者総合支援法第88条第4項に規定する「障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）」は、本計画と同時期に策定されます。これらの計画と本計画との整合を図りながら、策定することになっています。

周南市まちづくり総合計画（地方自治法）

周南市地域福祉計画（社会福祉法）

周南市障害者福祉計画（障害者基本法）

周南市障害福祉計画（障害者総合支援法）

(2) 計画の期間

本計画の期間は、指針に即し、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

(3) 達成状況の点検と評価

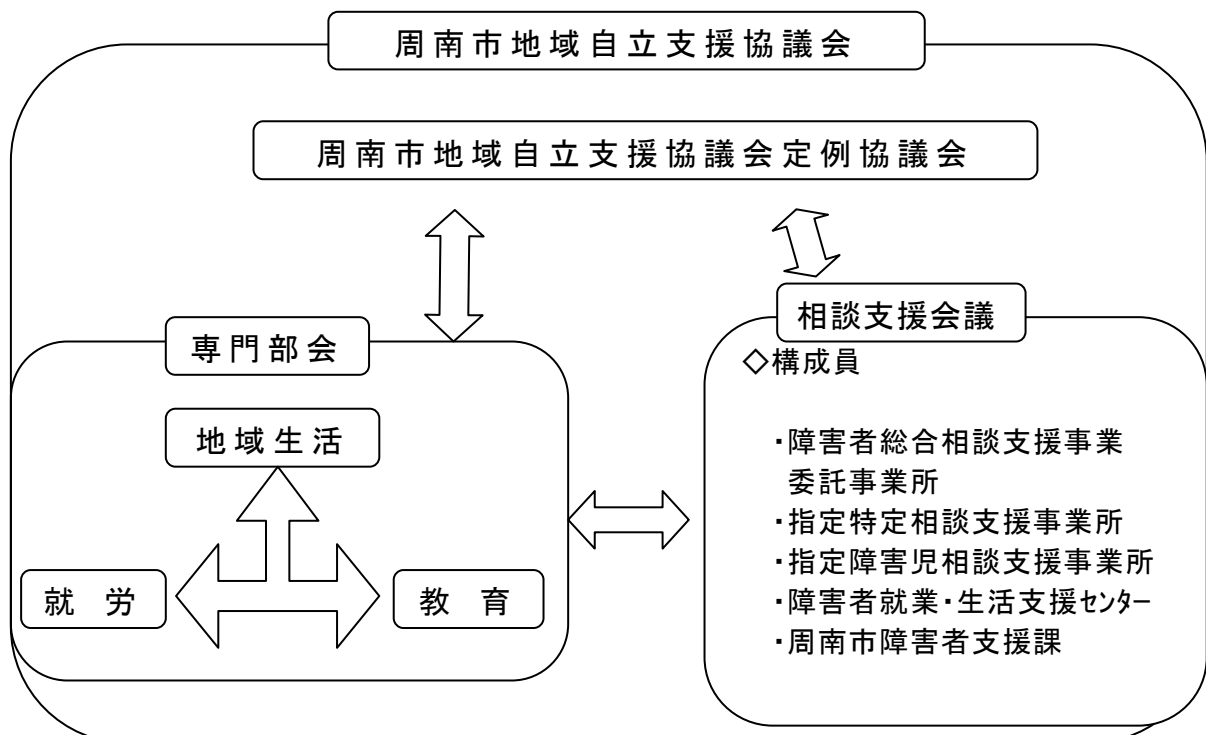
計画に定める障害福祉サービス等の見込量、地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況を、毎年度、周南市地域自立支援協議会において、点検、評価していきます。

(4) 周南市地域自立支援協議会の機能と役割

周南市では、平成19年5月に、障害者関係団体、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、教育、医療、経済、雇用に関連する分野の関係者、公募委員で構成する周南市地域自立支援協議会を設置しました。この協議会は、定期的な協議を通じて、周南市の障害福祉のシステムづくり、計画の策定及び進行管理について周南市に提言する機能と役割を持っています。

この協議会の運営を通して、個々のケースから見えてくる障害者が抱える地域の課題についての情報を共有し、かつ具体的に協議しながら、適切な障害福祉サービスの利用につながる相談支援体制の構築を図ります。

《 周南市地域自立支援協議会の組織図 》



第2章 周南市の障害者の現状と課題

1 障害者の現状

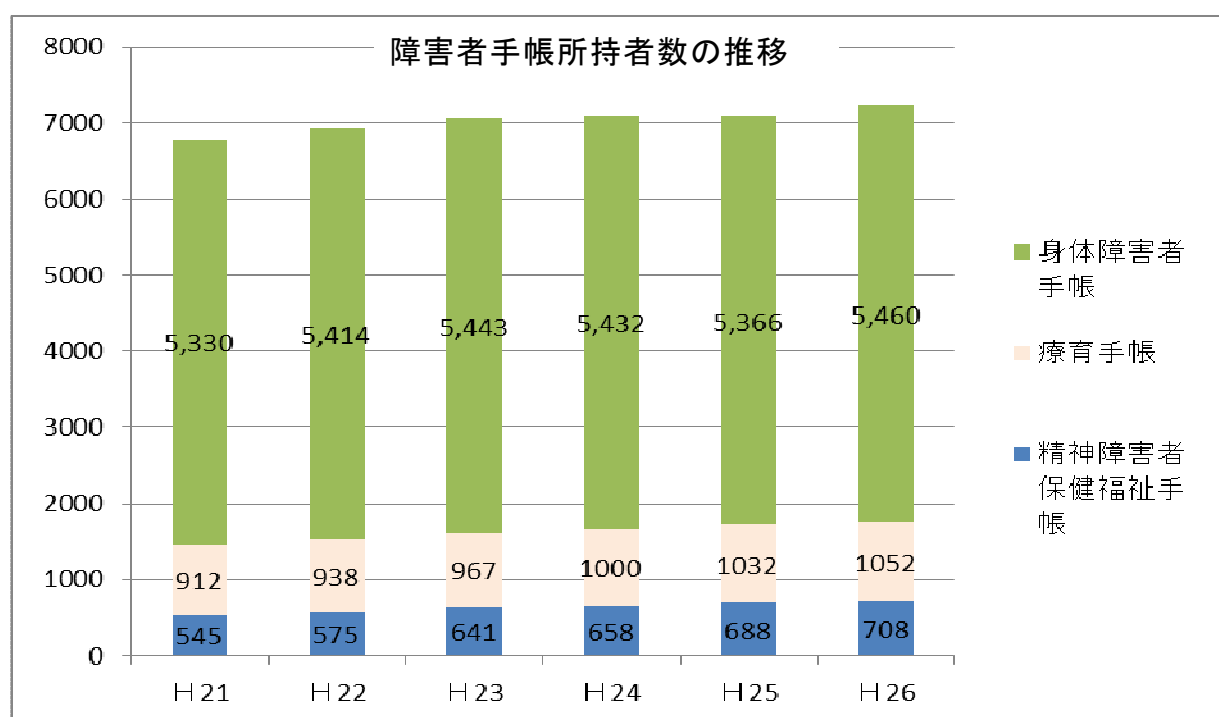
(1) 障害者手帳所持者数の推移

各年度の4月1日現在の数値です。

単位：人、%

年度	総人口 (人)	障害者 手帳所 持者 (人)	対人口 (%)	内 訳					
				身体障害 者手帳 (人)	対人口 (%)	療育手帳 (人)	対人口 (%)	精神障害 者保健福 祉手帳 (人)	対人口 (%)
H21	153,685	6,787	4.42	5,330	3.47	912	0.59	545	0.35
H22	153,228	6,927	4.52	5,414	3.53	938	0.61	575	0.38
H23	152,393	7,051	4.63	5,443	3.57	967	0.63	641	0.42
H24	151,552	7,090	4.68	5,432	3.58	1,000	0.66	658	0.43
H25	150,383	7,086	4.71	5,366	3.57	1,032	0.69	688	0.46
H26	148,908	7,220	4.85	5,460	3.67	1,052	0.71	708	0.48

※H21～H23：第2期障害福祉計画期間、H24～H26：第3期障害福祉計画期間



障害者手帳所持者数は、平成26年4月1日現在で7,220人、総人口に対して約5%の障害者手帳所持率となっています。

平成21年度と比較すると433人、6.4%の増加です。

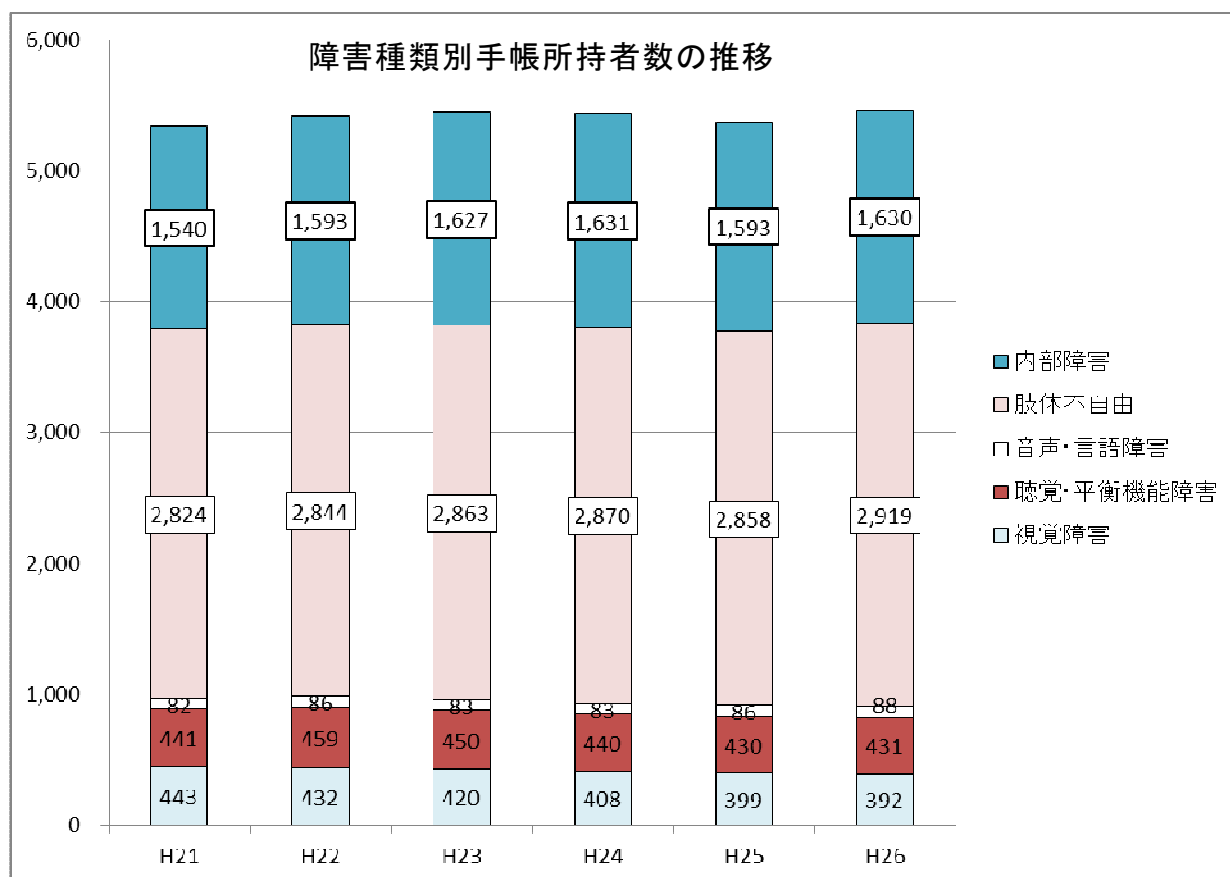
内訳は、身体障害者手帳所持者が130人、療育手帳所持者（知的障害者）が140人、精神障害者保健福祉手帳所持者が163人の増加で、増加した割合は、身体障害者手帳所持者2%、療育手帳所持者15%、精神障害者保健福祉手帳所持者30%となっています。

(2) 身体障害者の状況

ア 障害種類別手帳所持者数の推移

単位：人

年度	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
H21	443	441	82	2,824	1,540	5,330
H22	432	459	86	2,844	1,593	5,414
H23	420	450	83	2,863	1,627	5,443
H24	408	440	83	2,870	1,631	5,432
H25	399	430	86	2,858	1,593	5,366
H26	392	431	88	2,919	1,630	5,460

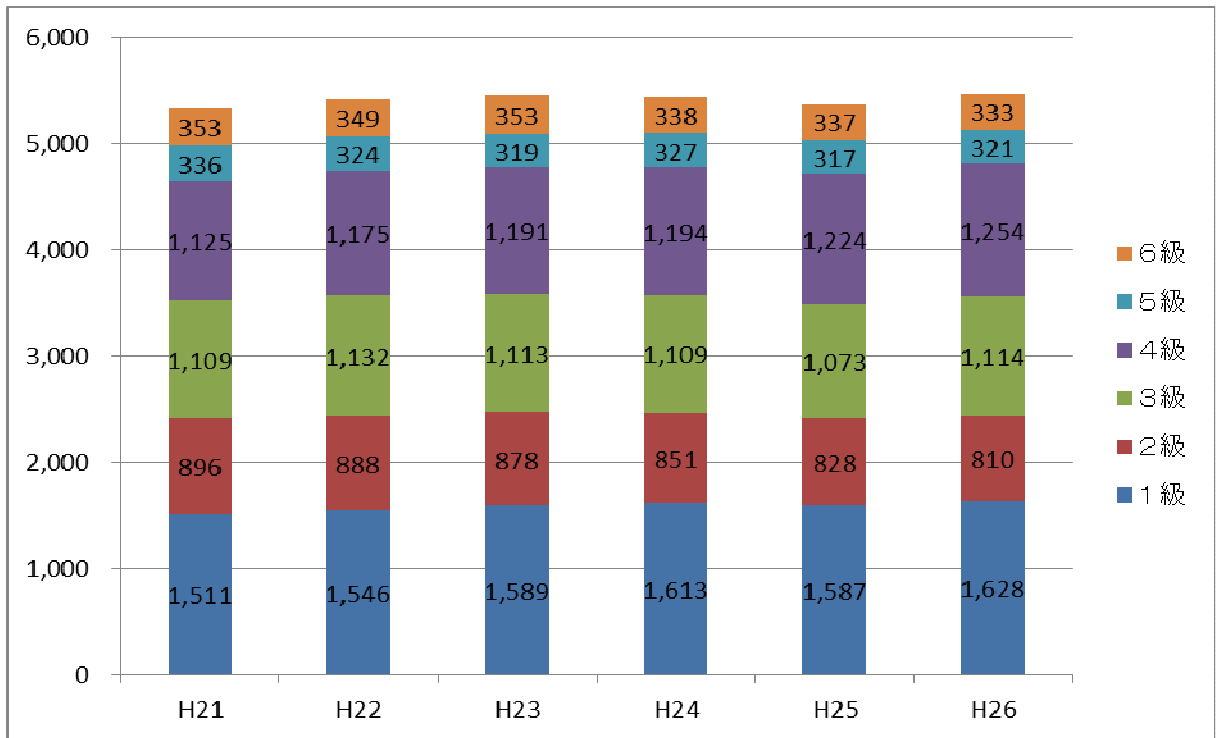


種別手帳所持者数は、平成26年4月1日現在で「肢体不自由」が2,919人で最も多く全体の53.5%を占めています。次に、「内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害）」が1,630人で、全体の29.9%を占めます。このほか、「聴覚・平衡障害」が431人、「視覚障害」が392人、「音声・言語機能障害」が88人です。

イ 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
H21	1,511	896	1,109	1,125	336	353	5,330
H22	1,546	888	1,132	1,175	324	349	5,414
H23	1,589	878	1,113	1,191	319	353	5,443
H24	1,613	851	1,109	1,194	327	338	5,432
H25	1,587	828	1,073	1,224	317	337	5,366
H26	1,628	810	1,114	1,254	321	333	5,460



障害等級別身体障害者手帳所持者数は、平成26年4月1日現在で「1級」が最も多く1,628人、「2級」の810人を加えると合計2,438人で、1級と2級で全体の44.7%を占めています。

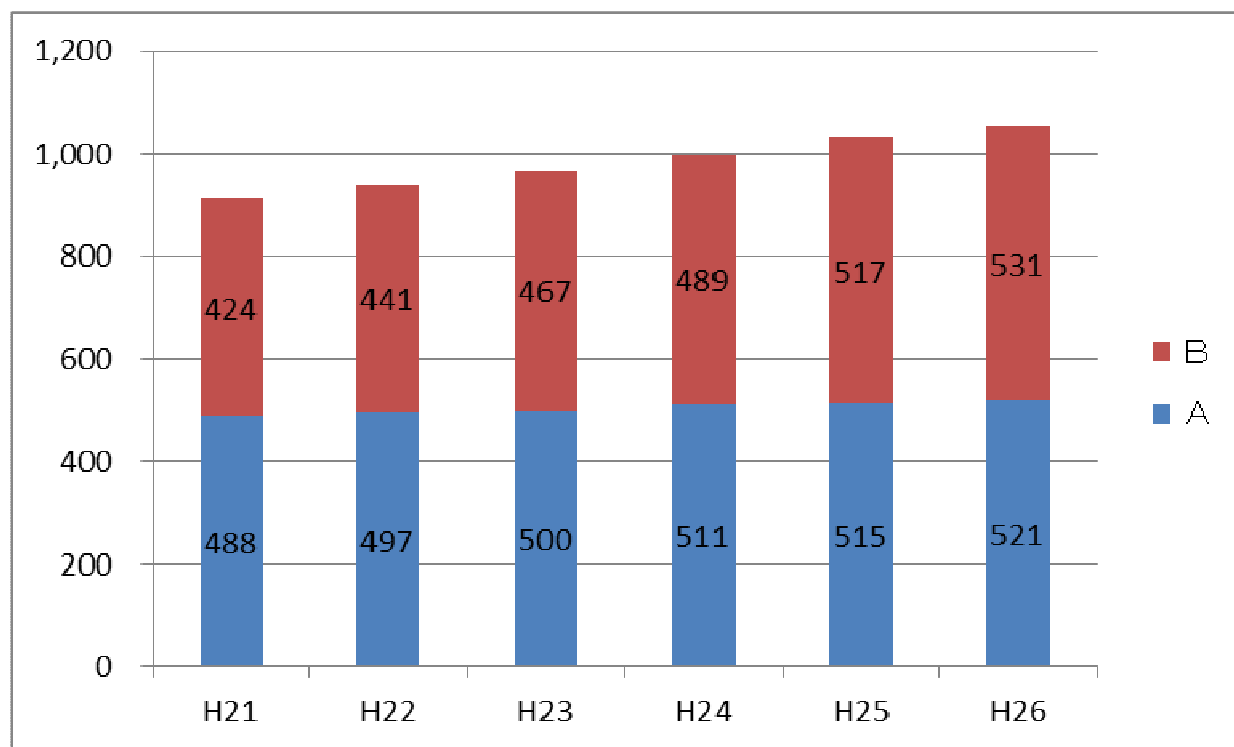
平成21年度と比較すると、最も増えたのは「5級」で129人増え、その次に「1級」が117人増えています。

(3) 知的障害者（療育手帳所持者）の状況

ア 障害等級別療育手帳所持者数の推移

単位：人、%

年 度	A (a)	B	合計 (b)	Aの比率 (a / b)
H21	488	424	912	53.51
H22	497	441	938	52.99
H23	500	467	967	51.71
H24	511	489	1,000	51.10
H25	515	517	1,032	49.90
H26	521	531	1,052	49.52



障害等級別療育手帳所持者数は、平成26年4月1日現在で「A」が521人で、全体の49.5%を占めています。

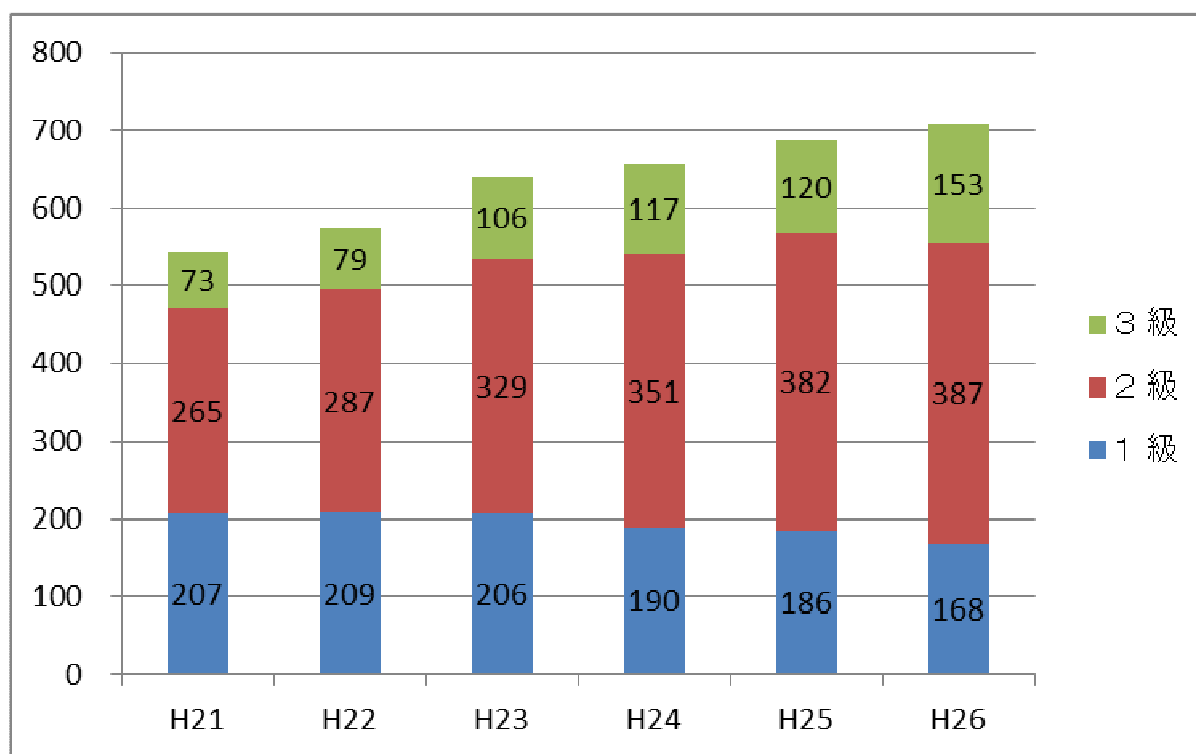
平成21年度と比較すると、「A」が33人、「B」が107人増えています。

(4) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療（精神通院）
受給者）数の状況

ア 障害等級別精神保健福祉手帳所持者数の推移

単位 人

年 度	1 級	2 級	3 級	合計
H21	207	265	73	545
H22	209	287	79	575
H23	206	329	106	641
H24	190	351	117	658
H25	186	382	120	688
H26	168	387	153	708



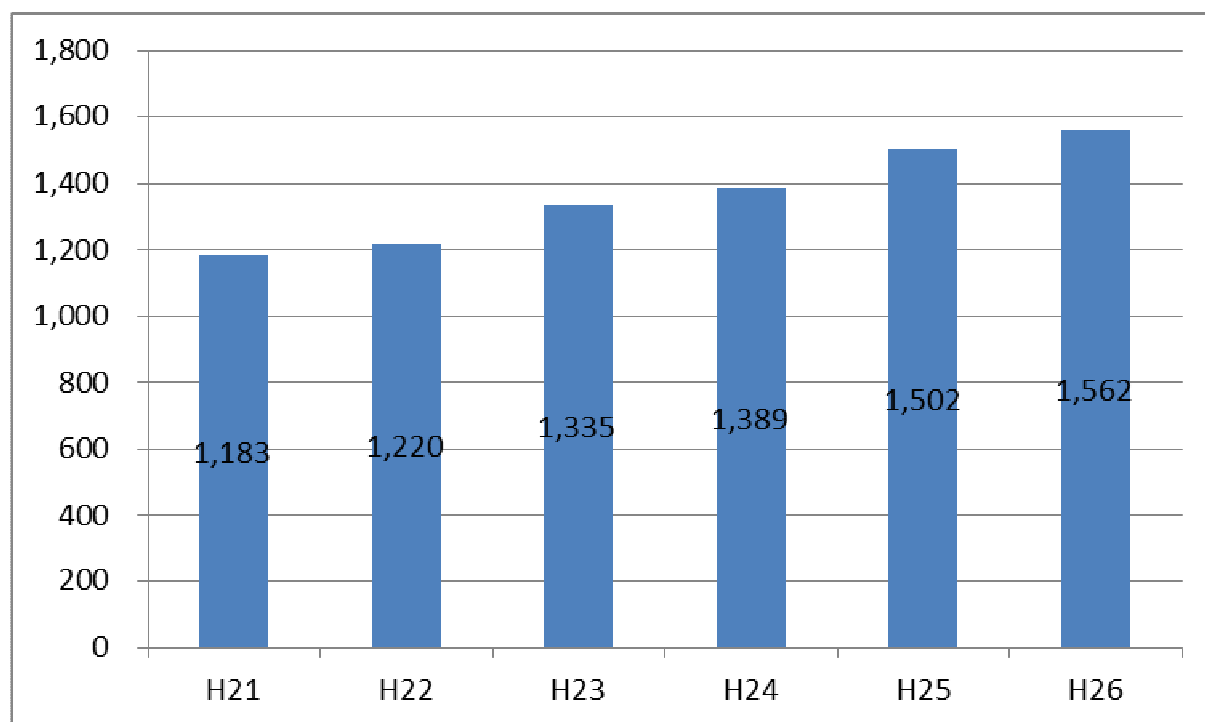
障害等級別精神保健福祉手帳所持者数は、平成26年4月1日で「1級」が168人（23.7%）、「2級」が387人（54.7%）、「3級」が153人（21.6%）となっています。

平成21年度と比較すると、「2級」が122人、「3級」が80人増えています。「1級」は39人減っています。

イ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位 人、%

年 度	総人口（a）	受給者数（b）	対人口比（b／a）
H21	153,685	1,183	0.77
H22	153,228	1,220	0.80
H23	152,393	1,335	0.88
H24	151,552	1,389	0.92
H25	150,383	1,502	1.00
H26	148,908	1,562	1.05



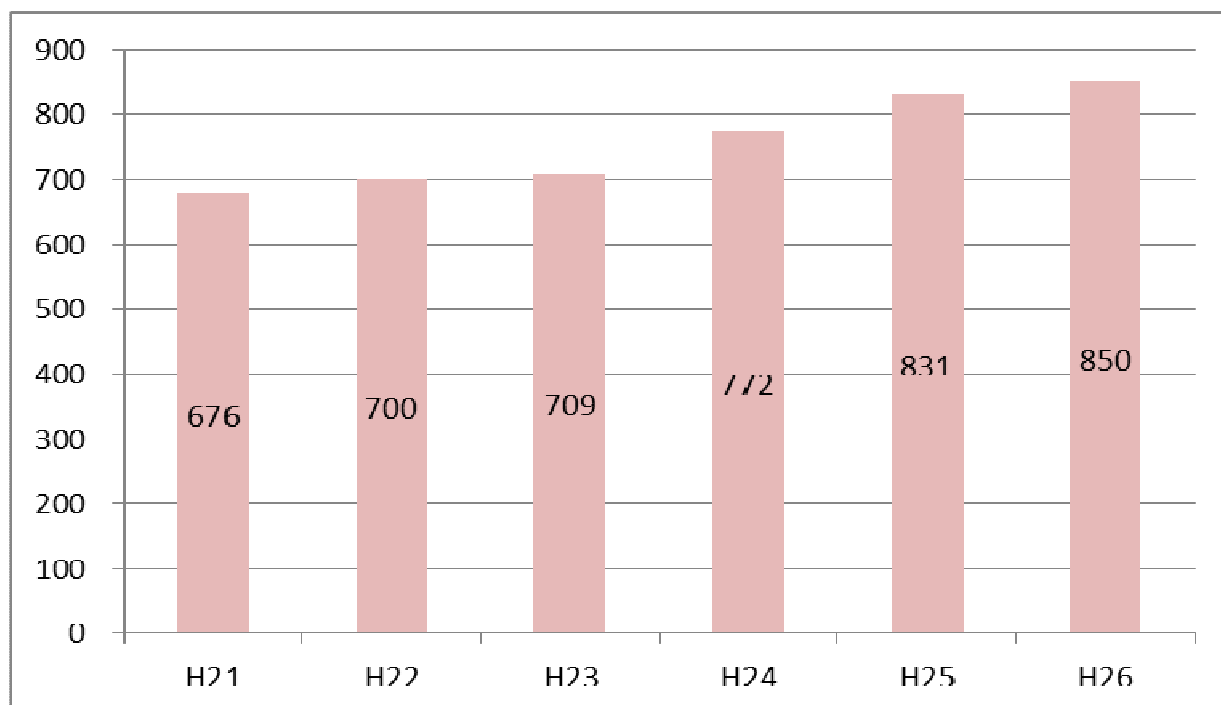
自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成26年4月1日現在で1,562人です。平成21年度と比較すると、379人増えています。平成21年度から自立支援医療（精神通院）受給者数は、32.0%増え、対人口比でも0.77%から1.05%に増えています。

(5) 障害福祉サービスの支給決定者数

障害福祉サービスを利用するため、その支給決定を受けた人の数です。

単位：人

年 度	実支給決定者数
H21	676
H22	700
H23	709
H24	772
H25	831
H26	850



障害福祉サービスの支給決定者数は、平成26年4月1日現在で850人です。平成21年度と比較すると、174人増えています。平成21年度から障害福祉サービスの支給決定者数は、25.7%増えています。

(6) 障害支援（程度）区分別認定者数

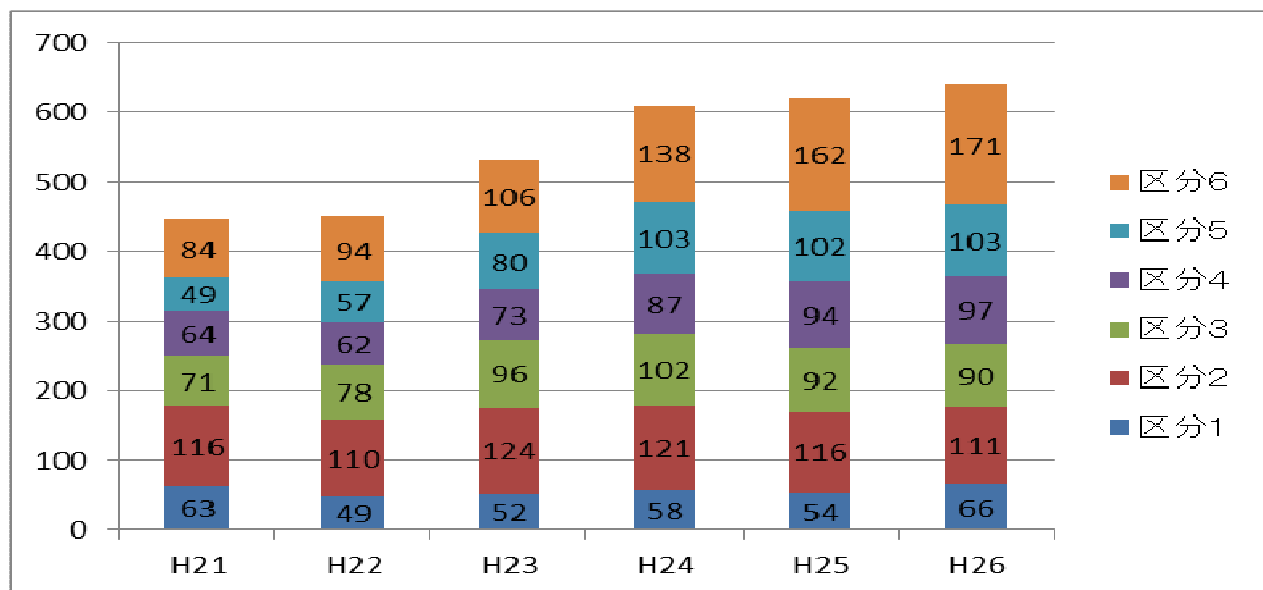
障害福祉サービスのうち、介護給付の支給決定を受けるためには、支援の必要度を表す「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。

これまでの「障害程度区分」の認定は、平成26年度から調査の内容が見直され、名称も「障害支援区分」と変更されました。これは、さまざまな状態の障害者等が支援の必要度に応じて、公平にサービスを受けるための客観的な基準となるものです。

ア 障害支援（程度）区分別認定者数の推移

単位 人

年 度	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
H21	63	116	71	64	49	84	447
H22	49	110	78	62	57	94	450
H23	52	124	96	73	80	106	531
H24	58	121	102	87	103	138	609
H25	54	116	92	94	102	162	620
H26	66	111	90	97	103	171	638



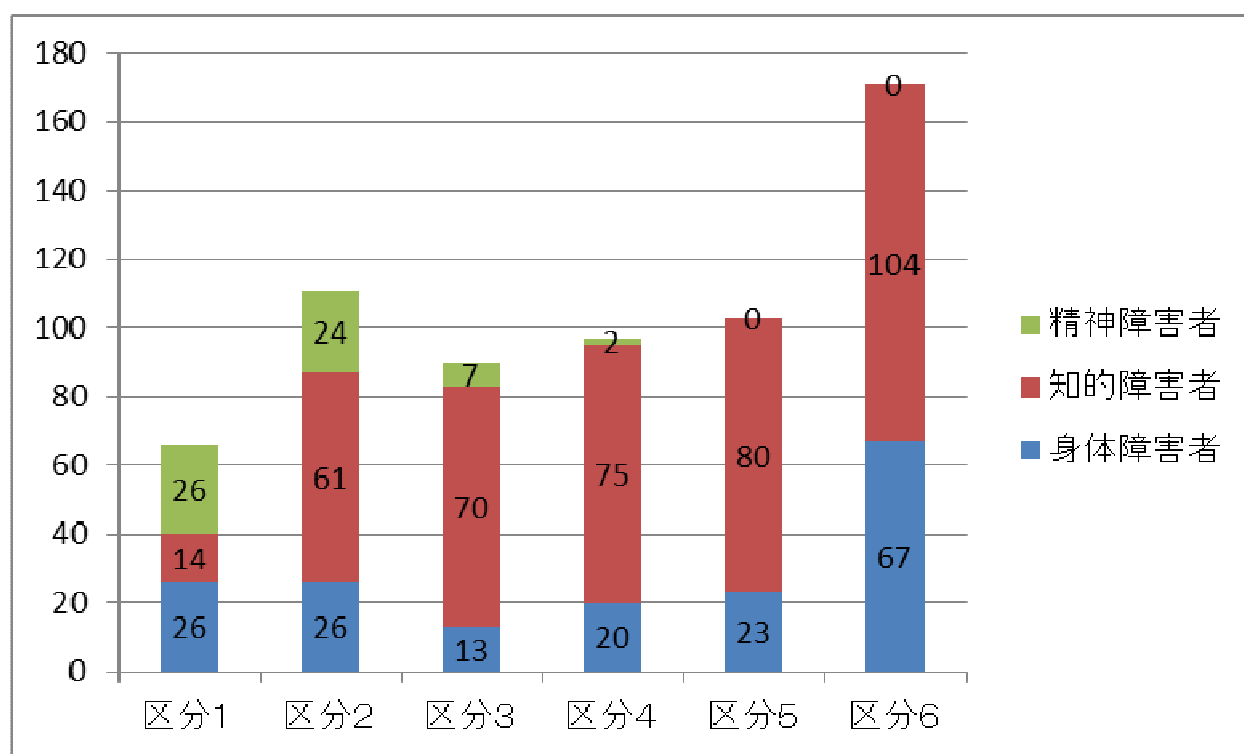
障害支援（程度）区分の認定者数は平成26年4月1日現在で638人です。平成21年度と比較すると、191人増えています。

「区分6」が最も多く171人、次に多いのが「区分2」で111人です。

イ 障害別障害程度区分の状況

単位 人

障害別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	割合(%)
身体障害者	26	26	13	20	23	67	175	27.4%
知的障害者	14	61	70	75	80	104	404	63.3%
精神障害者	26	24	7	2	0	0	59	9.2%
合計	66	111	90	97	103	171	638	100.0%
割合(%)	10.3%	17.4%	14.1%	15.2%	16.1%	26.8%	100.0%	



障害種別では、平成26年4月1日現在で「知的障害者」が最も多く404人で、全体の63.3%を占めています。身体障害者は175人で、27.4%、精神障害者は59人で9.2%です。

2 第3期の指定障害福祉サービス等の利用実績

(1) 訪問系サービス

区 分	単 位		H24	H25	H26 (見込み)
居宅介護	延利用時間	予 想	21,679	22,999	24,979
		実 績	18,197	15,420	15,199
	利用者数 (人/月)	予 想	98	104	113
		実 績	90	79	76
重度 訪問介護	延利用時間	予 想	32,621	37,281	41,941
		実 績	26,100	24,001	22,754
	利用者数 (人/月)	予 想	7	8	9
		実 績	6	5	4
同行援護	延利用時間	予 想	2,400	2,631	2,862
		実 績	1,463	1,355	1,435
	利用者数 (人/月)	予 想	31	34	37
		実 績	18	17	18
行動援護	実績がありません				
重度障害者 等包括支援	実績がありません				

訪問系サービスのうち、居宅介護と重度訪問介護の利用実績は、減少傾向にあります。介護保険への移行や死亡による利用者数の減が新規利用者数を上回ったことによるものです。

行動援護と重度障害者等包括支援は、周南圏域内や隣接の圏域にもサービス提供事業所がなく、実績がありません。行動援護へのニーズは、地域生活支援事業の移動支援が、その代替となっています。

(2) 日中活動系サービス

区 分	単 位		H24	H25	H26 (見込み)
生活介護	延利用日数	予 想	75,456	80,736	83,376
		実 績	74,964	75,820	77,095
	利用者数	予 想	314	336	347
		実 績	305	308	309
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	予 想	660	1,320	1,760
		実 績	0	189	216
	利用者数	予 想	3	6	8
		実 績	0	1	1
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	予 想	4,861	5,621	6,191
		実 績	2,683	2,641	2,525
	利用者数	予 想	26	30	33
		実 績	16	15	13
就労移行 支援	延利用日数	予 想	6,746	9,246	11,746
		実 績	5,068	3,718	3,096
	利用者数	予 想	27	37	47
		実 績	24	17	17
就労継続 支援 (A型)	延利用日数	予 想	7,093	8,493	10,093
		実 績	5,281	5,595	6,110
	利用者数	予 想	35	42	50
		実 績	26	27	27
就労継続 支援 (B型)	延利用日数	予 想	38,573	41,793	44,783
		実 績	36,760	43,725	47,479
	利用者数	予 想	170	184	197
		実 績	161	190	205
療養介護	人 分	予 想	35	36	37
		実 績	33	35	35
短期入所	延利用日数	予 想	1,255	1,325	1,465
		実 績	1,053	1,474	2,052
	利用者数	予 想	19	20	22
		実 績	18	23	26

日中活動系サービスは、多くのサービスで利用実績が伸びています。

新規事業所の開所や定員の増加により、第3期計画期間中はほぼニーズに応えることが出来ている状況ですが、それぞれの障害者の状況やライフステージに応じて希望するサービスを選択できるようにするためには、多様なサービス提供事業所が連携して支援することができるようになることが必要です。

総合支援学校卒業生や就労を目標に訓練を希望する障害者の数は増加傾向にありますが、就労移行支援事業については、ニーズはあるものの定員が限られていることにより利用実績が伸びない状況にあります。

生活介護や短期入所については、医療的なケアに対するニーズが増えています。

(3) 居住系サービス

区 分	単 位		H24	H25	H26 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	予 想	46	63	72
		実 績	58	56	64
施設入所支援	人 分	予 想	254	257	260
		実 績	259	257	254

障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、平成26年度から、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

必要な生活支援を受けながら地域で暮らすことのできるグループホームは、利用希望の多いサービスです。第3期計画期間中に新規事業所の開所がありました。今後も量の拡大が望まれます。

(4) 相談支援

区 分	単 位		H24	H25	H26 (見込み)
計画相談支援	人 分	予 想	110	300	670
		実 績	198	461	732
地域移行支援	人 分	予 想	3	6	10
		実 績	0	0	0
地域定着支援	人 分	予 想	3	6	10
		実 績	0	0	0

平成24年度から3年間ですべての障害福祉サービス利用者に計画相談支援の支給決定が行われました。

計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所は、8事業所を指定しています。相談支援専門員が十分に相談支援を提供できるよう、事業所および人員の確保が課題となっています。

3 第3期の地域生活支援事業の実績

第3期計画で掲げた地域生活支援事業についての実施状況です。

(1) 相談支援事業

単位：() 内

区 分		H24	H25	H26 (見込み)
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	予 想	3	3	3
	実 績	3	3	3
基幹相談支援センター (設置の有無)	予 想	無	有	有
	実 績	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業 (実施の有無)	予 想	無	無	無
	実 績	無	無	無
住宅入居等支援事業 (実施の有無)	予 想	無	無	無
	実 績	無	無	無
成年後見制度利用支援事業 (実利用見込者数)	予 想	1	1	1
	実 績	0	0	1

基幹相談支援センターは、平成26年度に実施についての協議を行いました。

(2) コミュニケーション支援事業

区 分		H24	H25	H26 (見込み)
手話通訳者・要約筆記奉仕員 派遣事業 (派遣回数)	予 想	430	450	470
	実 績	434	431	620
手話通訳者設置事業 (設置者数)	予 想	2	2	2
	実 績	2	2	2

(3) 日常生活用具給付等事業

区 分	単位		H24	H25	H26 (見込み)
介護・訓練支援用具	給付件数	予 想	12	12	12
		実 績	5	6	11
自立生活支援用具	給付件数	予 想	28	31	34
		実 績	17	23	21
在宅療養等支援用具	給付件数	予 想	15	17	19
		実 績	5	7	10

区 分	単位		H24	H25	H26 (見込み)
情報・意思疎通支援用具	給付件数	予 想	40	44	48
		実 績	25	20	41
排泄管理支援用具	給付件数	予 想	1,037	1,084	1,113
		実 績	1,005	1,052	1,106
居宅生活動作補助用具[住宅改修費]	給付件数	予 想	4	4	4
		実 績	4	11	8
小 計	給付件数	予 想	1,132	1,188	1,230
		実 績	1,061	1,119	1,197

(4) 移動支援事業

区 分	単位		H24	H25	H26 (見込み)
移動支援事業	延利用時間	予 想	1,500	1,750	2,000
		実 績	811	857	982
	実利用者数	予 想	30	35	40
		実 績	23	23	24

(5) 地域活動支援センター

区 分	単位		H24	H25	H26 (見込み)
I～Ⅲ型	実施箇所数	予 想	2	2	2
		実 績	3	3	3
	実利用者数	予 想	74	74	74
		実 績	143	143	143
その他	実施箇所数	予 想	2	2	2
		実 績	1	1	1
	実利用者数	予 想	39	39	39
		実 績	29	26	23

(6) 奉仕員養成研修事業

区 分	単位		H24	H25	H26 (見込み)
奉仕員養成研修事業	受講者数	予 想	40	40	40
		実 績	27	18	25

第3章 第4期障害福祉計画の基本的な考え方

指針に基づき、次に掲げることをこの計画の基本的な考え方とします。

1 第4期障害福祉計画の基本的な考え方

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現し、障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者が適切に情報を得て、自分の想いを表現できるよう支援されることが必要です。障害特性に応じたコミュニケーション支援の促進に努めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

山口県と連携しながら、周南圏域（周南市、下松市、光市）を単位として、障害種別によらず個々の障害者に必要な支援が提供されるよう取り組みます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

関係機関が連携して切れ目のない支援が行えるよう、ネットワークの体制整備に努めます。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の確保

山口県と連携しながら、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）の計画期間内の周南市における障害福祉サービスの必要量を見込み、見込量や求められるサービスなどを事業所等へ周知し体制整備を働きかけます。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点の整備について検討します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進や、地域の企業、関係機関との協力、連携を図りながら、障害者の福祉施設から一般就労への移行や就労後の支援の充実を図ります。

周南市障害者施設共同受注センター協議会と連携して、市業務の福祉施設等への受注機会の拡大、優先発注に取り組みます。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援事業の充実と基幹相談支援センターの設置

これまで障害種別ごとだった委託相談支援事業を見直し、障害種別によらない障害者の相談窓口として「障害者総合相談支援事業」を行います。

地域における相談支援の中核的役割を担う機関である「基幹相談支援センター」を設置します。

(2) 地域移行・地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実

地域で暮らしたいと希望される施設入所者等の退所等支援が円滑に行われるよう、地域移行支援、地域定着支援が適切に提供されるとともに、関係機関が連携して支援が行える仕組みづくりに努めます。

(3) 周南市地域自立支援協議会の活用

地域自立支援協議会には、障害者支援における地域の課題に関わる現状や解決方法などを話し合うため、専門部会や相談支援会議を設置しています。これらと共同して、個別の相談事例から社会資源の活用や開発につながる相談支援体制の構築を図ります。

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

児童福祉法の改正により、身近な地域で支援が受けられるよう、平成24年度から、通所支援について支給決定の実施主体が県から市へ移管されました。

ニーズの多い放課後や学校の長期休暇中の支援について、放課後等デイサービス事業の充実を図ります。

障害児支援の提供体制においては、教育、保育等の関係機関とも連携を図り、効果的に支援が提供できるようネットワーク体制の整備に努めます。

第4章 平成29年度の成果目標と達成のための取組み

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末までに施設入所から地域生活へ移行する障害者数について国の考え方は、継続入所者（*）を除外した平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活に移行するとともに、平成29年度末の施設入所数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減するというものです。山口県では、この考え方を基本に、実現可能な目標設定をするよう求めています。

これを踏まえ、本市の目標値を示すと次のとおりとなります。

項目	数 値		備 考
基準時点の施設入所者数(A)	238	人	※平成25年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数(B)	231	人	※平成29年度末の施設入所者数
【目標値】 削減見込(A-B)	7	人	※平成29年度末までの削減数 (第3期の実績 2.7%)
	3.0	%	
【目標値】 地域生活移行者数	19	人	※平成29年度末までの地域移行者数
	8.0	%	

(*) 継続入所者とは、整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた18歳以上の者であって、整備法による改正後の指定障害者支援施設等の指定を受けた当該級指定施設等に引続き入所しているものをいいます。周南市では16人です。

周南市地域自立支援協議会の地域生活部会では、障害者の地域移行のための「住まい」について協議を進めています。平成25年度には、山口県宅建協会周南支部と連携して「賃貸住宅紹介依頼シート」を作成しました。シートを活用することにより、地域移行の促進に資するよう周知・改善に取り組めます。

2 地域生活支援拠点等の整備

居住支援機能に地域支援機能を付加し、双方の連携の下で地域生活支援のための事業を展開する「地域生活支援拠点」の整備について、今計画期間内に検討します。

3 福祉施設の利用者の一般就労への移行

よりよい地域生活のための財源を獲得するために、能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるよう就労支援を充実します。国及び、山口県の設定する成果目標に準じて、本市においても以下の3つの成果目標を設定します。

項目	数 値		備 考
(1) 基準年度の 一般就労移行者数	10	人	※平成24年度に就労移行支援事業等を利用し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	20	人	※平成29年度に就労移行支援事業等を利用し、一般就労する者の数
	2	倍	
(2) 基準年度の就労移行 支援利用者数	16	人	※平成25年度末の就労移行支援利用者数
【目標値】 目標年度の就労移行 支援利用者数	32	人	※平成29年度末の就労移行支援利用者数
(3) 就労移行支援事業所 の就労移行率	3割以上		※平成29年度中の本市における就労移行支援事業所の就労移行率

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターワークス周南、その他関係機関と連携・協力しながら目標達成に努めます。

また、周南市地域自立支援協議会の就労部会では、就労支援パンフレットを作成しました。パンフレットを活用して、就労を希望する障害者や、周南圏域の企業等に対して障害者雇用についての周知を継続していきます。

第5章 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

今後の指定障害福祉サービス等の量を見込むため、平成26年9月に総合支援学校の在校生及び日中活動（通所）事業所を対象とした進路及びサービス利用に関するアンケートを実施しました。また、これまでの利用実績、サービス提供事業所の動向、日常的な相談支援におけるニーズ等を勘案し、山口県との調整後の見込量を設定しています。

1 訪問系サービス

(1) 今後の見込量

区分	単位	H26	H27	H28	H29	H27→H29
居宅介護	延利用時間	15,197	15,399	15,599	15,799	+3%
	実利用者数	76	77	78	79	
重度訪問介護	延利用時間	22,754	27,414	32,074	36,734	+13%
	実利用者数	4	5	6	7	
同行援護	延利用時間	1,435	1,595	1,755	1,915	+20%
	実利用者数	18	20	22	24	

(2) 今後の方策

障害者の地域生活を支えるためには、必要とされるサービスの量的な拡大と、障害者個々に対応したサービスの質的な向上を図る必要があります。

圏域内に無い行動援護や重度障害者等包括支援について、サービス提供事業所の開設が望めるか、代替として移動支援などで対応する場合の強度行動障害に対する支援の研修など、山口県と連携して充実に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 今後の見込量

区分	単位	H26	H27	H28	H29	H27→H29
生活介護	延利用日数	77,095	80,695	82,135	83,815	+4%
	実利用者数	309	324	330	337	
生活介護	延利用日数	73,255	76,855	78,295	79,975	(継続入所者を除く)
	実利用者数	293	308	314	321	
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	216	436	436	436	±0%
	実利用者数	1	2	2	2	
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	2,525	3,095	3,855	4,995	+61%
	実利用者数	13	16	20	26	

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29	H27→H29
就労移行支援	延利用日数	3,096	5,596	7,096	8,846	+48%
	実利用者数	17	27	33	40	
就労継続支援 (A型)	延利用日数	6,110	8,910	11,310	13,510	+52%
	実利用者数	27	35	41	46	
就労継続支援 (B型)	延利用日数	47,479	55,299	58,519	59,209	+7%
	実利用者数	205	239	253	256	
療養介護	人 分	35	36	37	38	+6%
短期入所 (福祉型)	延利用日数	1,932	2,608	3,130	3,756	+44%
	実利用者数	26	30	33	39	
短期入所 (医療型)	延利用日数	120	132	145	160	+21%
	実利用者数	4	7	10	14	

(2) 今後の方策

圏域内の利用定員と見込量についての情報を広く提供するとともに、山口県と連携、協力しながら、見込量の確保に努めます。山口県などが行う障害福祉サービス提供のための人材研修や、周南市地域自立支援協議会の相談支援会議が行なう研修などを通じて、人材の養成に努め、サービスの質の向上に努めます。

3 居住系サービス

(1) 今後の見込量

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29	H27→H29
共同生活援助 (グループホーム)	人 分	64	67	74	84	+25%
施設入所支援	人 分	254	254	251	247	-3%
施設入所支援	人 分	238	238	235	231	(継続入所者を除く)

(2) 今後の方策

今後施設入所者等の地域移行が進み、障害者が適切なサービスを利用しながら一般住宅やグループホームなどで生活する機会が増加することが見込まれます。周南市地域自立支援協議会の協議などを通して、地域生活拠点の整備についても検討していきます

4 指定相談支援サービス

(1) 今後の見込量

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
計画相談支援	人分	732	804	847	881
地域相談支援 (地域移行支援)	人分	—	1	2	3
地域相談支援 (地域定着支援)	人分	—	3	6	10

(2) 今後の方策

平成26年度までに、必要な全ての障害福祉サービス利用者に計画相談支援の支給決定を行いました。

今後は、これらの相談支援業務に従事する相談支援専門員の資質の向上を図るための研修に努め、モニタリングの充実を進めていきます。

また、地域移行を進めていくための地域相談支援についても充実を図っていきます。

第6章 障害児通所支援等の見込量と今後の方策

児童福祉法の改正により、平成24年度から障害児の通所支援が市の支給決定となりました。今期から障害福祉計画において、障害福祉サービスに準じて、障害児支援の提供体制の確保に係るサービスの量を見込みます。

1 障害児通所支援

(1) 今後の見込量

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29	H27→H29
児童発達支援	延利用日数	4,536	6,160	6,380	6,600	+7%
	実利用者数	38	46	55	66	
放課後等デイサービス	延利用日数	9,002	10,802	12,963	15,555	+43%
	実利用者数	83	100	120	143	
保育所等訪問支援	延利用時間	—	120	192	312	+160%
	実利用者数	—	5	8	13	
医療型児童発達支援	延利用時間	—	—	—	—	
	実利用者数	—	—	—	—	

(2) 今後の方策

障害児の支援は、障害児およびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要です。

放課後等デイサービスは、障害児の放課後支援、保護者の就労等支援に対応するニーズの高いサービスで、今後新規事業所の開所も予定されていることから、しばらくの間、利用者数・日数ともに大きく伸びる見込みです。

2 障害児相談支援

(1) 今後の見込量

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
障害児相談支援	人分	178	203	232	265

(2) 今後の方策

障害児通所支援を利用する障害児についても、平成24年度から、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案を勘案して、支給決定を行うこととなり、平成26年度までに、必要な全ての利用者に障害児相談支援の支給決定を行いました。

児童期は、入学、卒業など生活場面の変化が大きい時期です。ライフステージに応じた切れ目の無い支援が提供されるよう、相談支援専門員と関係機関が連携して支援を行うことができるよう、連携体制の整備に努めます。

第7章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づいて市が行う事業です。「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」により、第4期障害福祉計画において市が定めるべき実施に関する事項が示されていますので、それに基づいて成果目標を定めます。

1 理解促進・研修啓発事業

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

周南市、周南市地域自立支援協議会、周南市社会福祉協議会が主催する、「障害者の福祉を考える集い」を年1回開催します。

障害者週間などの機会に、障害者福祉に関わる特集を広報に掲載します。

2 自発的活動支援事業

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

自立した地域生活を営むことができるよう、情報交換のできる講演会や相談会等を家族会等で実施します。

3 相談支援事業

相談支援事業は、障害（児）者及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業です。

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

(1) 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置します。

基幹相談支援センターは、市と協同して総合的な相談業務及び障害者の権利擁護に係る事業を行うとともに、市及び事業所間のネットワーク構築の要となります。

(2) これまで障害種別ごとに委託していた相談支援事業を見直し、「障害者総合相談支援事業」とするとともに、委託事業所を1箇所増やし、周南圏域で4箇所とします。

4 成年後見制度利用支援事業

判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者を支援し保護するため、親族等からの成年後見制度利用の申し立てが期待できない場合に、市長が申し立て等を行う事業です。

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
成年後見制度利用支援事業	利用見込者数	1	2	2	2

5 成年後見制度法人後見支援事業

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無

法人後見業務は、周南市社会福祉協議会が行う法人後見業務との連携を図りながら、障害者が適切に成年後見制度を利用できるよう取組みます。

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を仲介するための事業です。

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	派遣回数	620	630	630	630
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2

情報の取得が困難な人が、必要な情報提供を受けられるよう事業の充実を図ります。

7 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害（児）者、知的障害（児）者及び精神障害者に、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図る事業です。

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
介護・訓練支援用具	給付件数	11	13	15	15
自立生活支援用具	給付件数	21	28	30	30
在宅療養等支援用具	給付件数	10	14	15	15
情報・意思疎通支援用具	給付件数	41	32	35	35
排泄管理支援用具	給付件数	1,106	1,158	1,207	1,257
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	8	10	10	10
小 計	給付件数	1,197	1,255	1,312	1,362

今後も制度の周知などに努め、事業の充実を図ります。

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進のための支援者として期待される、手話表現技術等を習得した手話奉仕員を要請するための講座を開催します。

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
手話奉仕員養成研修事業	受講見込者数	20	20	20	20

9 移動支援事業

障害者等が、必要な外出や社会参加等をするための移動に必要な支援や介護などを行う事業です。

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
移動支援事業	延利用時間	982	1,010	1,040	1,070
	実利用者数	24	26	28	30

障害特性に応じた適切な支援が提供できるよう、サービス提供事業所に対し、障害福祉サービスの同行援護、行動援護などに関連した研修の情報提供を行います。

10 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障害者等に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供するものです。

区 分	単 位	H26	H27	H28	H29
I 型	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	120	120	120	120
Ⅲ型（福祉作業所）	実施箇所数	2	2	2	2
	実利用者数	23	25	25	25
その他	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用者数	23	25	27	27

障害者の地域生活支援と社会参加促進のために、市としても必要な助言等を行い、事業の充実を図ります。

11 その他の地域生活支援事業

周南市では、その他次の地域生活支援事業を実施しています。

地域生活支援事業名	周南市の行う事業名	
日常生活支援	訪問入浴サービス	○身体障害者訪問入浴サービス事業
	生活訓練等	○療育訓練参加促進事業 ○療育専門職員招へい事業
	日中一時支援	○障害児通所事業 ○日帰りショートステイ事業 ○障害学童休日リフレッシュ事業
社会参加支援	スポーツ・レクレーション教室開催等	○身体障害者体育大会開催事業 ○心身障害者（児）スポーツ等参加促進事業
	点訳・声の広報等発行	○点訳・声の広報等発行事業
	奉仕員養成研修	○点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業
	自動車運転免許取得・改造助成	○障害者運転免許取得助成事業 ○障害者自動車改造助成事業
	その他社会参加支援	○障害者デイサービス事業

地域生活支援事業についても、周南市地域自立支援協議会の協議、検討を踏まえ、必要な事業を検討し、計画的に実施します。